

社会福祉法人 室蘭福祉事業協会職員給与規則

平成 6年 4月 1日制定	平成 6年12月 1日改正	平成 7年 3月 1日改正	平成 7年 4月 1日改正
平成 7年 5月24日改正	平成 8年 3月 1日改正	平成 8年 4月 1日改正	平成 9年 3月 1日改正
平成 9年 7月 1日改正	平成 9年 9月 9日改正	平成10年 2月27日改正	平成10年 8月27日改正
平成11年 3月 5日改正	平成11年 3月29日改正	平成12年 2月29日改正	平成12年 3月25日改正
平成12年 5月26日改正	平成13年 3月 8日改正	平成13年 3月29日改正	平成14年 2月28日改正
平成14年 3月25日改正	平成14年 4月 1日改正	平成14年10月10日改正	平成14年12月20日改正
平成15年10月 1日改正	平成17年 3月29日改正	平成17年 5月25日改正	平成17年 6月 8日改正
平成17年 9月22日改正	平成18年 3月28日改正	平成19年 3月29日改正	平成20年 2月25日改正
平成21年 3月24日改正	平成21年 7月29日改正	平成21年10月 9日改正	平成22年 3月25日改正
平成22年 9月 6日改正	平成22年10月 4日改正	平成23年 6月 1日改正	平成23年10月 1日改正
平成24年 3月 2日改正	平成25年 2月20日改正	平成25年10月18日改正	平成28年 3月29日改正
平成28年 9月27日改正	平成29年 2月28日改正	平成29年 3月24日改正	平成29年 4月27日改正
平成29年 8月29日改正	平成30年 2月27日改正	令和 2年 7月28日改正	令和 3年 1月28日改正
令和 4年 3月25日改正	令和 5年 3月24日改正	令和 5年10月20日改正	

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は社会福祉法人室蘭福祉事業協会職員（以下「職員」という。）の給与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職員の定義)

第2条 この規則において職員とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 社会福祉法人室蘭福祉事業協会職員就業規則（以下「就業規則」という。）第2条第1項に定める職員。
- (2) 臨時的任用職員に雇用せられる職員、その他この規則によりがたいと認められる職員の給与に関する事項については、理事長が別に定める。

(給与の種類)

第3条 職員の給与の種類は、給料及び手当とする。

- 2 手当の種類は、扶養手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、通勤手当、住居手当、賞与、寒冷地手当、特別奨励金、特殊業務手当、資格手当、処遇改善手当、待機手当、年末年始勤務手当、役職手当及び退職手当とする。

(死亡職員の取扱)

第4条 この規則に基づき給与を受ける職員が死亡した場合には、その職員に支給すべき給与は職員の遺族又は、職員の死亡当時その収入によって生計を維持した者に支給する。

(給与の支払)

第5条 この規則に基づく給与は、現金で支払わなければならない。ただし、職員から申し出があったときは、その者に対する給与の全部又は一部を口座振替の方法によって支払うことができる。

- 2 職員に支給する給与から理事長は、次の各号に掲げるものを控除することができる。
 - (1) 公課金及びこれに準ずるもの。
 - (2) 一般社団法人北海道民間社会福祉事業職員共済会（以下「北海道民間共済会」という。）定款に基づく掛金、職員出資金及び借入返済金等。
 - (3) 職員の過半数を代表する者と書面による控除協定によるもの。

第2章 給料

(給料の基準)

第6条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬で、第3条第2項の手当を除いたものとする。

(正規の勤務時間)

第7条 正規の勤務時間とは、就業規則第20条に規定する勤務時間をいう。

(給料及び給料表)

第8条 職員の給料は、別表1 年齢給表、別表2 職能給表による。

2 給料表の資格等級は、別表3の職能資格等級基準に定めるところによる。

3 他の職員との均衡上必要と認められるときは、前項の規定にかかわらず暫定給を定めることができる。

(初任給、昇格の基準)

第9条 新たに採用する職員の号俸は、別表3の職能資格等級基準及び別表4の初任給給与格付け基準並びに別表5の経験年数換算表によって決定する。

2 職員を昇格させる場合には、人事考課昇格基準に則った手順を経て決定する。

(昇給の基準)

第10条 職員の昇格・昇給については、人事考課結果を参考として決定するものとする。ただし、中途採用者に関しては、

(1) 7月1日以前の採用者は、採用翌年度4月の昇給は通常の人事考課結果を踏まえた昇給号俸の3/4の昇給とする。

(2) 7月2日から10月1日までの採用者は、採用翌年度4月の昇給は通常の人事考課結果を踏まえた昇給号俸の1/2の昇給とする。

(3) 10月2日から12月1日までの採用者は、採用翌年度4月の昇給は通常の人事考課結果を踏まえた昇給号俸の1/4の昇給とする。

(4) 12月1日以降の採用者は、採用翌年度4月の昇給はしない。

2 前項の規定する昇給は、予算の範囲内で行なわれなければならない。

3 前各号で定める以外の必要な事項については、理事長が別に定める。

(給与期間)

第11条 給与の計算期間（以下「給与期間」という。）は、その月の初めから、その月の末日までとして給与全額を支給する。

2 給与期間の支給日は、毎月21日（支給日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日で日曜日、土曜日又は休日でない日）とする。

(給料支給の始期及び終期)

第12条 給料は、新たに職員となった場合は、発令の日から日割計算によって支給する。

2 職員の給料月額に異動が生じたときは、その発令の日から改定した給与月額によって支給する。

3 職員が離職したときは、その日までの日割り計算によって支給する。

4 職員が死亡したときは、その月までの給料を支給する。

(勤務を欠いたときの給料)

第13条 職員が休日、年次有給休暇、勤務の特免された時間又は期間及び休憩時間以外において執務を欠いた日又は時間については日割計算又は時間割計算によって給料を減ずる。ただし、執務を欠くことについて特に理事長の承認を得たときは全部又は一部を減額しないことができる。

(日割及び時間割の計算方法)

第14条 給料月額の日割額は、その月の現日数から就業規則第24条に規定する休日を差し引いた日数で除して得た額とし、時間割額は、給料月額に12を乗じ、その額を勤務日に割り振られた1年間の勤務時間で除して得た額とする。

第3章 扶養手当

(扶養手当)

第15条 扶養手当は、扶養親族を有する職員に支給する。

(扶養親族)

第16条 扶養親族は、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 障害の状態にある者
- (6) その他満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は満60歳以上の者で理事長が扶養家族と認めた者

(扶養手当の月額)

第17条 扶養手当の月額は、前条第1号に掲げる扶養親族については13,000円とし、同条第2号から第6号までに掲げる扶養親族1人につき6,000円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあつては、そのうち1人については、6,500円、職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については11,000円）

2 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養親族の申請)

第18条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は理事長が別に定める手続きによって届出しなければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（第16条第2号、第4号又は第6号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が、配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が、配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

(扶養手当の始期及び終期)

第19条 扶養手当は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、扶養親族がない職員に前条第1号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同条の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの

日が月の初日であるときは、その日の属する月の前日)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、前条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その属する月)から行うものとする。

2 扶養手当は、これを受けている職員に更に前条第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同条の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同条第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合、又は職員の扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に前条第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(扶養親族たる子、父母等で同条の規定による届出に係るものがある職員で、扶養親族たる配偶者のないものが、配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同条の規定による届出に係るものがある職員について、当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、又は同条第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(扶養手当の支給)

第20条 第11条の規定は、扶養手当の支給についてこれを準用する。

第4章 時間外勤務手当

(時間外勤務手当)

第21条 職員が正規の勤務時間を超えて勤務を命ぜられた場合は、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対し、時間外勤務手当を支給する。

2 前項の時間外勤務手当は、勤務1時間につき第24条に規定する勤務1時間当りの給与額の100分の125(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150)を時間外勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第22条 休日において正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員(正規の勤務時間を割り振られた職員を除く。)には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第24条に規定する勤務1時間当りの給与額に100分の135を休日勤務手当として支給する。

2 前項の休日とは、就業規則第24条に規定する日をいう。

(夜勤手当)

第23条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員には、勤務1回につき4,000円を支給する。

(勤務1時間当りの給与額)

第24条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜勤手当の勤務1時間当りの給与額は、給料の月額に特殊業務手当、資格手当、役職手当及び処遇改善手当を加えた額に1.2を乗じ、その額を勤務日に割り振られた1年間の勤務時間で除して得た額とする。

(時間外勤務等の時間計算)

第25条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜勤手当の支給の基礎となる勤務時間数の計算は、その給与時間の全時間数(時間外勤務手当のうち支給割合を異にする部分ごとに各別に計算した時間数)によって計算するものとし、その場合においては、その端数が30分以上のときは1時間とし30分未満のときは切り捨てる。

(支給日)

第26条 この章に規定する手当は、その月分を翌月の給与支給日にこれを支給する。

第5章 通勤手当、住居手当

(通勤手当)

第27条 通勤手当は、通勤に要する距離が概ね片道2キロメートル以上であつて、次の各号に掲げる職員にこれを支給する。

- (1) 交通機関を利用し、かつその運賃を負担することを常例とする職員
 - (2) 自動車その他の交通の用具を使用することを常例とする職員
- 2 前項第1号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は40,000円を限度とし、その者が通勤のため負担する運賃相当額とする。
- 3 第1項第2号に掲げる職員に支給する通勤手当の月額は次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額とする。
- (1) 自動車その他の交通の用具の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道10キロメートル未満である職員4,200円
 - (2) 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員7,100円
 - (3) 使用距離が片道15キロメートル以上25キロメートル未満である職員12,900円
 - (4) 使用距離が片道25キロメートル以上35キロメートル未満である職員18,700円
 - (5) 使用距離が片道35キロメートル以上である職員24,400円
- 4 第1項第2号に掲げる職員が、通勤のため有料の駐車場を使用することを常例とする場合は、月額5,500円を限度とし、その実費を第3項に掲げる額に加算することができる。
- 5 理事長は、現に通勤手当の支給を受けている職員について必要に応じて定期乗車券等の提示を求めることができる。

(住居手当)

第28条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額7,000円を超える家賃等を支払っている職員。ただし、次に掲げる者との間において賃貸借契約を締結し、当該契約に基づき借り受けた住宅に居住している職員は除く。
 - ア 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
 - イ 職員又はその配偶者の三親等内の親族
 - (2) その所有に係る住宅に居住している職員で世帯主（理事長が別に定めるこれに準ずる職員を含む。）であるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - ア 月額18,000円以下の家賃等を支払っている職員
家賃等の月額から7,000円を控除した額
 - イ 月額18,000円を超える家賃等を支払っている職員
家賃等の月額から18,000円を控除した2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円）を11,000円に加算した額
 - (2) 前項各2号に掲げる職員7,000円（当該住宅が当該職員その他理事長が別に定める者によって新築され、又は購入されたものである場合にあっては、当該新築又は購入がなされた日から起算して5年を経過するまでの間は、8,500円）
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第6章 賞与、寒冷地手当及び特別奨励金

(賞与)

第29条 6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する職員に対し、欠勤状況、人事考課結果、法人の経営状況を考慮して支給する。

2 賞与の額は、基準日現在の給料及び扶養手当の月額合計額に、6月に支給する場合には2.1、12月に支給する場合には2.3を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

(賞与の支給)

第30条 賞与の支給日は、6月に支給する場合には6月14日、12月に支給する場合には12月10日（支給日が日曜日、土曜日又は休日になるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日）とする。

(寒冷地手当)

第31条 寒冷地手当は、10月31日（以下「基準日」という。）に在職する職員に対して支給する。基準日の翌日から基準日の属する年の翌年の2月末日までの間に採用となった者に対しても同様とする。

2 寒冷地手当の額は、基準日現在における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員のうち、扶養親族が3人以上ある職員にあつては190,300円、扶養親族が1人又は2人ある職員にあつては165,100円、扶養親族のない職員にあつては99,300円とし、その他の職員にあつては63,400円とする。

3 前項の規定により寒冷地手当の支給を受けた職員につき、基準日の翌日から基準日の属する年の翌年の2月末日までの間に、次に掲げる事由が生じた場合（理事長が定める場合を除く。）には、当該職員に、その事由が生じた日における当該職員の世帯等の区分の寒冷地手当の額の算出の基礎となるべき事項をもって、基準日における算出の基礎とした場合に算出される寒冷地手当の額等を考慮して理事長が定める額を追給し、又は返納させるものとする。

- (1) 世帯等の区分の変更
- (2) 職員でなくなること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、理事長が定める理由

4 この規則において規定する職員の世帯等の区分は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 世帯主

主としてその者の収入により、世帯の生計を支えていると認められる職員で次に掲げる者をいう。

ア 扶養親族のある職員

- (ア) 給与規則第15条に規定する扶養親族を有する者
- (イ) 扶養手当の支給を受けないが事実上扶養する同居の2親等以内の親族を有する者
- (ウ) 扶養手当の支給を受けず、かつ、勤務先等から寒冷地手当の支給（現物支給を含む。）を受けない妻たる配偶者を有する者

イ 扶養親族のない職員

扶養親族を有しないが、居住のため独立家屋を構えている者又は下宿、寮、寄宿舎等に居住して独立の生計を維持している者

(2) その他

前号に掲げる以外の者

5 第3項の規定により、追給することとなる場合にあっては基準日の翌日から基準日の属する年の翌年の2月末日までの期間とし、返納させることとなる場合にあっては、基準日の翌日から基準日の属する年の翌年の1月末日までの期間とし、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

時 期 の 区 分	割 合
基準日の翌日から11月末日まで	100分の80
12月1日から12月末日まで	100分の60
1月1日から1月末日まで	100分の40
2月1日から2月末日まで	100分の20

6 寒冷地手当は、基準日に支給する。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日で日曜日、土曜日又は休日でない日に支給する。

7 世帯区分の確認は、職員が世帯区分調査表又は職員の世帯区分調査報告書（家族認定調書）を提出し、施設の長を経て常務理事の認定を受けなければならない。

（特別奨励金）

第31条の2 法人の収支決算状況に鑑み、職員に特別奨励金を支給することができる。

2 特別奨励金の支給対象、支給額及び支給日は、理事会に諮り理事長が決定する。

第7章 特殊業務手当、資格手当、処遇改善手当及び待機手当等

（特殊業務手当）

第32条 特殊業務手当は、別表6に定める業務を命じられた職員に、業務負荷を勘案し、給与の是正・調整を図るため支給する。なお、本手当の月額別表6のとおりとする。

第33条 削除

（資格手当）

第34条 資格手当は、別表7に定める資格を有する職員に支給する。なお、本手当の月額は別表7のとおりとする。

2 複数の資格を有する場合であっても併給はしない。

3 職員が休暇、欠勤、その他の事由により月の1日から末日までの期間全日数にわたって、その職務に従事しないときは、資格手当を支給しない。

（処遇改善手当）

第35条 処遇改善手当は、処遇改善加算制度の趣旨を踏まえ、次の各号により月額支給する。

- | | |
|--------------|---------|
| (1) 介護職 | 14,000円 |
| (2) 保育士 | 14,000円 |
| (3) 支援員及び看護職 | 8,000円 |
| (4) その他の職員 | 6,000円 |

（待機手当）

第36条 待機手当は、就業規則に定める休日及び時間外において、入所者の処置を要する場合に備え、自宅待機を命じられた職員に支給する。

2 前項の手当の額は、次のとおりとする。

- | | | |
|---------------|-------|--------|
| (1) 休日 | 1回につき | 1,500円 |
| (2) 勤務日の勤務時間外 | 1回につき | 500円 |

（支給日）

第37条 特殊業務手当、資格手当及び処遇改善手当は給料支給日に支給する。

2 待機手当は、その月分を翌月の給料支給日に支給する。

(手当額の特例)

第38条 特殊業務手当及び処遇改善手当は、業務に従事した日数が1月について15日に満たない場合におけるその月の当該手当の額は、当該規定により受けるべき額の100分の50に相当する額とする。ただし、業務等に従事した日数が5日に満たない場合は、手当を支給しない。

第39条 削除

(年末年始勤務手当)

第40条 年末年始勤務手当は、正規の勤務時間による勤務が、年末年始において行われる勤務に従事した職員に支給する。

2 前項の年末年始とは、12月29日から1月3日までとする。ただし、保育所にあつては、12月31日から1月5日までとする。

3 第1項の手当の額は、1回につき1,500円とする。

第8章 役職手当

(役職手当)

第41条 役職手当は、別表8に定める職位にある職員に対し、業務負荷を勘案し、給与の是正・調整を図るため支給する。なお、本手当の月額別表8のとおりとする。

2 職員が休暇、欠勤、その他の事由により月の1日から末日までの期間全日数にわたって、その職務に従事しないときは、役職手当を支給しない。

(時間外勤務手当等に関する規定の除外)

第42条 第21条、第22条、第32条及び第40条の規定は、別表9に定める管理職には適用しない。

(支給方法)

第43条 役職手当の支給日、その他支給について必要な事項は、給料支給の例による。

第9章 退職手当

(退職手当)

第44条 退職手当は、勤続期間が1年以上の職員が退職した場合にその者（死亡による退職の場合はその遺族）に支給する。ただし、就業規則の定めるところにより懲戒解雇された者に対しては支給しない。

2 退職手当は、独立行政法人福祉医療機構並びに一般社団法人北海道民間社会福祉事業職員共済会との退職手当共済契約に基づき支給するものとする。

第10章 休職職員の給与等

(休職職員の給与)

第45条 休職を命ぜられた職員に対する給与は、前各章の規定にかかわらず、この章に定めるところによる。

(休職職員の給与基準)

第46条 休職を命ぜられた職員に対しては、給料、扶養手当及び住居手当の月額の合計額（以下「給与月額」という。）を発令の翌月からその休職期間が満1年に達するまでは、次の各号により支給する。

(1) 心身の故障のため休職を命ぜられた職員

給与月額の10分の8

(2) 刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられた職員

給与月額の10分の6以内

2 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、休職を命ぜられた職員にはその休職の期間中給与の全額を支給する。

- 3 休職中の職員が復職又は退職したときの給与月額、次の各号に従って支給する。
 - (1) 復職を命ぜられたときは、発令の日から改定給与月額の日割り計算によって支給する。
 - (2) 第12条第3項及び第4項の規定は、休職給の支給についてこれを準用する。
- 4 第29条、第30条、第31条の給与は、第1項第1号及び第2号に規定する休職中の職員にこれを支給する。
- 5 前項の給与がその者の受ける給与日額又は給与の一部を基礎として算定されるものである場合は、その者が現に受ける休職給月額又は休職給の一部をもって算定の基礎とする。
- 6 第4項に規定する給与のうち、賞与の額については、第29条第2項中「2. 1」を「1. 1」、「2. 3」を「1. 3」として算定して得た額を支給する。
- 7 第4項に規定する給与のうち、寒冷地手当の定額については、第1項第1号、第2項に規定する給与基準の例により算出して得た額を支給する。

(育児休業、介護休業等における給与等の取扱い)

第46条の2 職員が、育児休業、介護休業等の適用を受けることになった場合における給与等の支払いについては、育児休業、介護休業等に関する規則に定めるところによる。

第11章 雑則

(補則)

第47条 この規則に定めるもののほか職員の給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行に際し、従前の規則によって実施された給与に関する決定は、この規則に基づいてなされたものとする。
- 3 次に掲げる規則は、この規則施行の日からこれを廃止する。
 - 社会福祉法人室蘭福祉事業協会保育所給与規則
 - 社会福祉法人室蘭福祉事業協会白鳥ハイツ給与規則
 - 社会福祉法人室蘭福祉事業協会デイ・サービスセンター給与規則

附 則

この規則は、平成6年12月1日から施行し、改正後の規則の規定は平成6年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成7年3月1日から施行し、改正後の規則の規定は、平成6年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年5月24日から施行し、改正後の規則の規定は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成8年3月1日から施行し、改正後の規則の規定は、平成7年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成9年3月1日から施行し、改正後の規則第8条の規定については、平成8年4月1日から適用するものとし、第33条の規定については、平成9年1月1日から適用するものとする。

- 2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与、並びに手当は、改正後の規則の規定による給与並びに手当の内払いとみなす。

附 則

この規則は、平成9年7月1日から施行し、改正後の規則の規定は平成9年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成9年9月9日から施行し、改正後の規則の規定は平成9年8月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規則第29条第2項の規定は、平成10年6月2日から施行する。
- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

この規則は、平成10年8月27日から施行し、平成10年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成14年10月10日から施行し、平成14年5月1日からの給与から適用する。
- 2 改正前の規則の規定に基づいて、適用の日から施行の日の前日までの間に支払われた時間外勤務手当は、改正後の規則の規定により支払われた時間外勤務の内払いとみなす。

附 則

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 6 月 8 日から施行し、第 3 条第 2 項及び第 39 条の改正は平成 15 年 1 月 1 日から、第 38 条第 2 項の改正は平成 16 年 12 月 1 日から、第 42 条第 2 項の改正は平成 15 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 8 月 1 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 9 月 6 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 10 月 4 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 6 月 1 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年8月1日から施行する。ただし、改正前の規定により住居手当の支給を受けている職員は、第28条第1項第1号ただし書きの規定は令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年1月28日から施行し、令和3年1月1日から適用する。ただし、別表6特殊業務手当の月額支給額の改正は令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和5年10月20日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に休職を命ぜられた職員は、なお従前の例による。

別表1 年齢給表

年齢給表A	
年齢	金額
18	105,000
19	105,500
20	106,000
21	106,500
22	107,000
23	107,500
24	108,000
25	108,500
26	109,300
27	110,100
28	110,900
29	111,700
30	112,500
31	113,300
32	114,100
33	114,900
34	115,700
35	116,500
36	117,300
37	118,100
38	118,900
39	119,700
40	120,500
41	121,500
42	122,500
43	123,500
44	124,500
45	125,500
46	126,500
47	127,500
48	128,500
49	129,500
50	130,500
51	131,000
52	131,500
53	132,000
54	132,500
55	133,000
56	133,000
57	133,000
58	133,000
59	133,000
60	133,000

別表2 職能給表

4号俸昇給

*上限号俸550

NO. 1

	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
習熟昇給	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600
昇格昇給	-----	2,800	3,500	4,200	12,700	12,700
1号俸	31,900	39,100	48,600	60,600	83,100	110,800
2号俸	32,175	39,400	48,925	60,950	83,475	111,200
3号俸	32,450	39,700	49,250	61,300	83,850	111,600
4号俸	32,725	40,000	49,575	61,650	84,225	112,000
5号俸	33,000	40,300	49,900	62,000	84,600	112,400
6号俸	33,275	40,600	50,225	62,350	84,975	112,800
7号俸	33,550	40,900	50,550	62,700	85,350	113,200
8号俸	33,825	41,200	50,875	63,050	85,725	113,600
9号俸	34,100	41,500	51,200	63,400	86,100	114,000
10号俸	34,375	41,800	51,525	63,750	86,475	114,400
11号俸	34,650	42,100	51,850	64,100	86,850	114,800
12号俸	34,925	42,400	52,175	64,450	87,225	115,200
13号俸	35,200	42,700	52,500	64,800	87,600	115,600
14号俸	35,475	43,000	52,825	65,150	87,975	116,000
15号俸	35,750	43,300	53,150	65,500	88,350	116,400
16号俸	36,025	43,600	53,475	65,850	88,725	116,800
17号俸	36,300	43,900	53,800	66,200	89,100	117,200
18号俸	36,575	44,200	54,125	66,550	89,475	117,600
19号俸	36,850	44,500	54,450	66,900	89,850	118,000
20号俸	37,125	44,800	54,775	67,250	90,225	118,400
21号俸	37,400	45,100	55,100	67,600	90,600	118,800
22号俸	37,675	45,400	55,425	67,950	90,975	119,200
23号俸	37,950	45,700	55,750	68,300	91,350	119,600
24号俸	38,225	46,000	56,075	68,650	91,725	120,000
25号俸	38,500	46,300	56,400	69,000	92,100	120,400
26号俸	38,775	46,600	56,725	69,350	92,475	120,800
27号俸	39,050	46,900	57,050	69,700	92,850	121,200
28号俸	39,325	47,200	57,375	70,050	93,225	121,600
29号俸	39,600	47,500	57,700	70,400	93,600	122,000
30号俸	39,875	47,800	58,025	70,750	93,975	122,400
31号俸	40,150	48,100	58,350	71,100	94,350	122,800
32号俸	40,425	48,400	58,675	71,450	94,725	123,200
33号俸	40,700	48,700	59,000	71,800	95,100	123,600
34号俸	40,975	49,000	59,325	72,150	95,475	124,000
35号俸	41,250	49,300	59,650	72,500	95,850	124,400
36号俸	41,525	49,600	59,975	72,850	96,225	124,800
37号俸	41,800	49,900	60,300	73,200	96,600	125,200
38号俸	42,075	50,200	60,625	73,550	96,975	125,600
39号俸	42,350	50,500	60,950	73,900	97,350	126,000
40号俸	42,625	50,800	61,275	74,250	97,725	126,400
41号俸	42,900	51,100	61,600	74,600	98,100	126,800
42号俸	43,175	51,400	61,925	74,950	98,475	127,200
43号俸	43,450	51,700	62,250	75,300	98,850	127,600
44号俸	43,725	52,000	62,575	75,650	99,225	128,000
45号俸	44,000	52,300	62,900	76,000	99,600	128,400
46号俸	44,275	52,600	63,225	76,350	99,975	128,800
47号俸	44,550	52,900	63,550	76,700	100,350	129,200
48号俸	44,825	53,200	63,875	77,050	100,725	129,600
49号俸	45,100	53,500	64,200	77,400	101,100	130,000
50号俸	45,375	53,800	64,525	77,750	101,475	130,400
51号俸	45,650	54,100	64,850	78,100	101,850	130,800
52号俸	45,925	54,400	65,175	78,450	102,225	131,200
53号俸	46,200	54,700	65,500	78,800	102,600	131,600
54号俸	46,475	55,000	65,825	79,150	102,975	132,000
55号俸	46,750	55,300	66,150	79,500	103,350	132,400
56号俸	47,025	55,600	66,475	79,850	103,725	132,800
57号俸	47,300	55,900	66,800	80,200	104,100	133,200
58号俸	47,575	56,200	67,125	80,550	104,475	133,600
59号俸	47,850	56,500	67,450	80,900	104,850	134,000
60号俸	48,125	56,800	67,775	81,250	105,225	134,400
61号俸	48,400	57,100	68,100	81,600	105,600	134,800
62号俸	48,675	57,400	68,425	81,950	105,975	135,200
63号俸	48,950	57,700	68,750	82,300	106,350	135,600
64号俸	49,225	58,000	69,075	82,650	106,725	136,000
65号俸	49,500	58,300	69,400	83,000	107,100	136,400
66号俸	49,775	58,600	69,725	83,350	107,475	136,800
67号俸	50,050	58,900	70,050	83,700	107,850	137,200
68号俸	50,325	59,200	70,375	84,050	108,225	137,600
69号俸	50,600	59,500	70,700	84,400	108,600	138,000
70号俸	50,875	59,800	71,025	84,750	108,975	138,400

2 職能給表

4号俸昇給

* 上限号俸550

NO. 2

	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
習熟昇給	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600
昇格昇給	-----	2,800	3,500	4,200	12,700	12,700
71号俸	51,150	60,100	71,350	85,100	109,350	138,800
72号俸	51,425	60,400	71,675	85,450	109,725	139,200
73号俸	51,700	60,700	72,000	85,800	110,100	139,600
74号俸	51,975	61,000	72,325	86,150	110,475	140,000
75号俸	52,250	61,300	72,650	86,500	110,850	140,400
76号俸	52,525	61,600	72,975	86,850	111,225	140,800
77号俸	52,800	61,900	73,300	87,200	111,600	141,200
78号俸	53,075	62,200	73,625	87,550	111,975	141,600
79号俸	53,350	62,500	73,950	87,900	112,350	142,000
80号俸	53,625	62,800	74,275	88,250	112,725	142,400
81号俸	53,900	63,100	74,600	88,600	113,100	142,800
82号俸	54,175	63,400	74,925	88,950	113,475	143,200
83号俸	54,450	63,700	75,250	89,300	113,850	143,600
84号俸	54,725	64,000	75,575	89,650	114,225	144,000
85号俸	55,000	64,300	75,900	90,000	114,600	144,400
86号俸	55,275	64,600	76,225	90,350	114,975	144,800
87号俸	55,550	64,900	76,550	90,700	115,350	145,200
88号俸	55,825	65,200	76,875	91,050	115,725	145,600
89号俸	56,100	65,500	77,200	91,400	116,100	146,000
90号俸	56,375	65,800	77,525	91,750	116,475	146,400
91号俸	56,650	66,100	77,850	92,100	116,850	146,800
92号俸	56,925	66,400	78,175	92,450	117,225	147,200
93号俸	57,200	66,700	78,500	92,800	117,600	147,600
94号俸	57,475	67,000	78,825	93,150	117,975	148,000
95号俸	57,750	67,300	79,150	93,500	118,350	148,400
96号俸	58,025	67,600	79,475	93,850	118,725	148,800
97号俸	58,300	67,900	79,800	94,200	119,100	149,200
98号俸	58,575	68,200	80,125	94,550	119,475	149,600
99号俸	58,850	68,500	80,450	94,900	119,850	150,000
100号俸	59,125	68,800	80,775	95,250	120,225	150,400
101号俸	59,400	69,100	81,100	95,600	120,600	150,800
102号俸	59,675	69,400	81,425	95,950	120,975	151,200
103号俸	59,950	69,700	81,750	96,300	121,350	151,600
104号俸	60,225	70,000	82,075	96,650	121,725	152,000
105号俸	60,500	70,300	82,400	97,000	122,100	152,400
106号俸	60,775	70,600	82,725	97,350	122,475	152,800
107号俸	61,050	70,900	83,050	97,700	122,850	153,200
108号俸	61,325	71,200	83,375	98,050	123,225	153,600
109号俸	61,600	71,500	83,700	98,400	123,600	154,000
110号俸	61,875	71,800	84,025	98,750	123,975	154,400
111号俸	62,150	72,100	84,350	99,100	124,350	154,800
112号俸	62,425	72,400	84,675	99,450	124,725	155,200
113号俸	62,700	72,700	85,000	99,800	125,100	155,600
114号俸	62,975	73,000	85,325	100,150	125,475	156,000
115号俸	63,250	73,300	85,650	100,500	125,850	156,400
116号俸	63,525	73,600	85,975	100,850	126,225	156,800
117号俸	63,800	73,900	86,300	101,200	126,600	157,200
118号俸	64,075	74,200	86,625	101,550	126,975	157,600
119号俸	64,350	74,500	86,950	101,900	127,350	158,000
120号俸	64,625	74,800	87,275	102,250	127,725	158,400
121号俸	64,900	75,100	87,600	102,600	128,100	158,800
122号俸	65,175	75,400	87,925	102,950	128,475	159,200
123号俸	65,450	75,700	88,250	103,300	128,850	159,600
124号俸	65,725	76,000	88,575	103,650	129,225	160,000
125号俸	66,000	76,300	88,900	104,000	129,600	160,400
126号俸	66,275	76,600	89,225	104,350	129,975	160,800
127号俸	66,550	76,900	89,550	104,700	130,350	161,200
128号俸	66,825	77,200	89,875	105,050	130,725	161,600
129号俸	67,100	77,500	90,200	105,400	131,100	162,000
130号俸	67,375	77,800	90,525	105,750	131,475	162,400
131号俸	67,650	78,100	90,850	106,100	131,850	162,800
132号俸	67,925	78,400	91,175	106,450	132,225	163,200
133号俸	68,200	78,700	91,500	106,800	132,600	163,600
134号俸	68,475	79,000	91,825	107,150	132,975	164,000
135号俸	68,750	79,300	92,150	107,500	133,350	164,400
136号俸	69,025	79,600	92,475	107,850	133,725	164,800
137号俸	69,300	79,900	92,800	108,200	134,100	165,200
138号俸	69,575	80,200	93,125	108,550	134,475	165,600
139号俸	69,850	80,500	93,450	108,900	134,850	166,000
140号俸	70,125	80,800	93,775	109,250	135,225	166,400

2 職能給表

4号俸昇給

* 上限号俸550

NO. 3

	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
習熟昇給	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600
昇格昇給	-----	2,800	3,500	4,200	12,700	12,700
141号俸	70,400	81,100	94,100	109,600	135,600	166,800
142号俸	70,675	81,400	94,425	109,950	135,975	167,200
143号俸	70,950	81,700	94,750	110,300	136,350	167,600
144号俸	71,225	82,000	95,075	110,650	136,725	168,000
145号俸	71,500	82,300	95,400	111,000	137,100	168,400
146号俸	71,775	82,600	95,725	111,350	137,475	168,800
147号俸	72,050	82,900	96,050	111,700	137,850	169,200
148号俸	72,325	83,200	96,375	112,050	138,225	169,600
149号俸	72,600	83,500	96,700	112,400	138,600	170,000
150号俸	72,875	83,800	97,025	112,750	138,975	170,400
151号俸	73,150	84,100	97,350	113,100	139,350	170,800
152号俸	73,425	84,400	97,675	113,450	139,725	171,200
153号俸	73,700	84,700	98,000	113,800	140,100	171,600
154号俸	73,975	85,000	98,325	114,150	140,475	172,000
155号俸	74,250	85,300	98,650	114,500	140,850	172,400
156号俸	74,525	85,600	98,975	114,850	141,225	172,800
157号俸	74,800	85,900	99,300	115,200	141,600	173,200
158号俸	75,075	86,200	99,625	115,550	141,975	173,600
159号俸	75,350	86,500	99,950	115,900	142,350	174,000
160号俸	75,625	86,800	100,275	116,250	142,725	174,400
161号俸	75,900	87,100	100,600	116,600	143,100	174,800
162号俸	76,175	87,400	100,925	116,950	143,475	175,200
163号俸	76,450	87,700	101,250	117,300	143,850	175,600
164号俸	76,725	88,000	101,575	117,650	144,225	176,000
165号俸	77,000	88,300	101,900	118,000	144,600	176,400
166号俸	77,275	88,600	102,225	118,350	144,975	176,800
167号俸	77,550	88,900	102,550	118,700	145,350	177,200
168号俸	77,825	89,200	102,875	119,050	145,725	177,600
169号俸	78,100	89,500	103,200	119,400	146,100	178,000
170号俸	78,375	89,800	103,525	119,750	146,475	178,400
171号俸	78,650	90,100	103,850	120,100	146,850	178,800
172号俸	78,925	90,400	104,175	120,450	147,225	179,200
173号俸	79,200	90,700	104,500	120,800	147,600	179,600
174号俸	79,475	91,000	104,825	121,150	147,975	180,000
175号俸	79,750	91,300	105,150	121,500	148,350	180,400
176号俸	80,025	91,600	105,475	121,850	148,725	180,800
177号俸	80,300	91,900	105,800	122,200	149,100	181,200
178号俸	80,575	92,200	106,125	122,550	149,475	181,600
179号俸	80,850	92,500	106,450	122,900	149,850	182,000
180号俸	81,125	92,800	106,775	123,250	150,225	182,400
181号俸	81,400	93,100	107,100	123,600	150,600	182,800
182号俸	81,675	93,400	107,425	123,950	150,975	183,200
183号俸	81,950	93,700	107,750	124,300	151,350	183,600
184号俸	82,225	94,000	108,075	124,650	151,725	184,000
185号俸	82,500	94,300	108,400	125,000	152,100	184,400
186号俸	82,775	94,600	108,725	125,350	152,475	184,800
187号俸	83,050	94,900	109,050	125,700	152,850	185,200
188号俸	83,325	95,200	109,375	126,050	153,225	185,600
189号俸	83,600	95,500	109,700	126,400	153,600	186,000
190号俸	83,875	95,800	110,025	126,750	153,975	186,400
191号俸	84,150	96,100	110,350	127,100	154,350	186,800
192号俸	84,425	96,400	110,675	127,450	154,725	187,200
193号俸	84,700	96,700	111,000	127,800	155,100	187,600
194号俸	84,975	97,000	111,325	128,150	155,475	188,000
195号俸	85,250	97,300	111,650	128,500	155,850	188,400
196号俸	85,525	97,600	111,975	128,850	156,225	188,800
197号俸	85,800	97,900	112,300	129,200	156,600	189,200
198号俸	86,075	98,200	112,625	129,550	156,975	189,600
199号俸	86,350	98,500	112,950	129,900	157,350	190,000
200号俸	86,625	98,800	113,275	130,250	157,725	190,400
201号俸	86,900	99,100	113,600	130,600	158,100	190,800
202号俸	87,175	99,400	113,925	130,950	158,475	191,200
203号俸	87,450	99,700	114,250	131,300	158,850	191,600
204号俸	87,725	100,000	114,575	131,650	159,225	192,000
205号俸	88,000	100,300	114,900	132,000	159,600	192,400
206号俸	88,275	100,600	115,225	132,350	159,975	192,800
207号俸	88,550	100,900	115,550	132,700	160,350	193,200
208号俸	88,825	101,200	115,875	133,050	160,725	193,600
209号俸	89,100	101,500	116,200	133,400	161,100	194,000
210号俸	89,375	101,800	116,525	133,750	161,475	194,400

2 職能給表

4号俸昇給

* 上限号俸550

NO. 4

	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
習熟昇給	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600
昇格昇給	-----	2,800	3,500	4,200	12,700	12,700
211号俸	89,650	102,100	116,850	134,100	161,850	194,800
212号俸	89,925	102,400	117,175	134,450	162,225	195,200
213号俸	90,200	102,700	117,500	134,800	162,600	195,600
214号俸	90,475	103,000	117,825	135,150	162,975	196,000
215号俸	90,750	103,300	118,150	135,500	163,350	196,400
216号俸	91,025	103,600	118,475	135,850	163,725	196,800
217号俸	91,300	103,900	118,800	136,200	164,100	197,200
218号俸	91,575	104,200	119,125	136,550	164,475	197,600
219号俸	91,850	104,500	119,450	136,900	164,850	198,000
220号俸	92,125	104,800	119,775	137,250	165,225	198,400
221号俸	92,400	105,100	120,100	137,600	165,600	198,800
222号俸	92,675	105,400	120,425	137,950	165,975	199,200
223号俸	92,950	105,700	120,750	138,300	166,350	199,600
224号俸	93,225	106,000	121,075	138,650	166,725	200,000
225号俸	93,500	106,300	121,400	139,000	167,100	200,400
226号俸	93,775	106,600	121,725	139,350	167,475	200,800
227号俸	94,050	106,900	122,050	139,700	167,850	201,200
228号俸	94,325	107,200	122,375	140,050	168,225	201,600
229号俸	94,600	107,500	122,700	140,400	168,600	202,000
230号俸	94,875	107,800	123,025	140,750	168,975	202,400
231号俸	95,150	108,100	123,350	141,100	169,350	202,800
232号俸	95,425	108,400	123,675	141,450	169,725	203,200
233号俸	95,700	108,700	124,000	141,800	170,100	203,600
234号俸	95,975	109,000	124,325	142,150	170,475	204,000
235号俸	96,250	109,300	124,650	142,500	170,850	204,400
236号俸	96,525	109,600	124,975	142,850	171,225	204,800
237号俸	96,800	109,900	125,300	143,200	171,600	205,200
238号俸	97,075	110,200	125,625	143,550	171,975	205,600
239号俸	97,350	110,500	125,950	143,900	172,350	206,000
240号俸	97,625	110,800	126,275	144,250	172,725	206,400
241号俸	97,900	111,100	126,600	144,600	173,100	206,800
242号俸	98,175	111,400	126,925	144,950	173,475	207,200
243号俸	98,450	111,700	127,250	145,300	173,850	207,600
244号俸	98,725	112,000	127,575	145,650	174,225	208,000
245号俸	99,000	112,300	127,900	146,000	174,600	208,400
246号俸	99,275	112,600	128,225	146,350	174,975	208,800
247号俸	99,550	112,900	128,550	146,700	175,350	209,200
248号俸	99,825	113,200	128,875	147,050	175,725	209,600
249号俸	100,100	113,500	129,200	147,400	176,100	210,000
250号俸	100,375	113,800	129,525	147,750	176,475	210,400
251号俸	100,650	114,100	129,850	148,100	176,850	210,800
252号俸	100,925	114,400	130,175	148,450	177,225	211,200
253号俸	101,200	114,700	130,500	148,800	177,600	211,600
254号俸	101,475	115,000	130,825	149,150	177,975	212,000
255号俸	101,750	115,300	131,150	149,500	178,350	212,400
256号俸	102,025	115,600	131,475	149,850	178,725	212,800
257号俸	102,300	115,900	131,800	150,200	179,100	213,200
258号俸	102,575	116,200	132,125	150,550	179,475	213,600
259号俸	102,850	116,500	132,450	150,900	179,850	214,000
260号俸	103,125	116,800	132,775	151,250	180,225	214,400
261号俸	103,400	117,100	133,100	151,600	180,600	214,800
262号俸	103,675	117,400	133,425	151,950	180,975	215,200
263号俸	103,950	117,700	133,750	152,300	181,350	215,600
264号俸	104,225	118,000	134,075	152,650	181,725	216,000
265号俸	104,500	118,300	134,400	153,000	182,100	216,400
266号俸	104,775	118,600	134,725	153,350	182,475	216,800
267号俸	105,050	118,900	135,050	153,700	182,850	217,200
268号俸	105,325	119,200	135,375	154,050	183,225	217,600
269号俸	105,600	119,500	135,700	154,400	183,600	218,000
270号俸	105,875	119,800	136,025	154,750	183,975	218,400
271号俸	106,150	120,100	136,350	155,100	184,350	218,800
272号俸	106,425	120,400	136,675	155,450	184,725	219,200
273号俸	106,700	120,700	137,000	155,800	185,100	219,600
274号俸	106,975	121,000	137,325	156,150	185,475	220,000
275号俸	107,250	121,300	137,650	156,500	185,850	220,400
276号俸	107,525	121,600	137,975	156,850	186,225	220,800
277号俸	107,800	121,900	138,300	157,200	186,600	221,200
278号俸	108,075	122,200	138,625	157,550	186,975	221,600
279号俸	108,350	122,500	138,950	157,900	187,350	222,000
280号俸	108,625	122,800	139,275	158,250	187,725	222,400

2 職能給表

4号俸昇給

*上限号俸550

NO. 5

	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
習熟昇給	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600
昇格昇給	-----	2,800	3,500	4,200	12,700	12,700
281号俸	108,900	123,100	139,600	158,600	188,100	222,800
282号俸	109,175	123,400	139,925	158,950	188,475	223,200
283号俸	109,450	123,700	140,250	159,300	188,850	223,600
284号俸	109,725	124,000	140,575	159,650	189,225	224,000
285号俸	110,000	124,300	140,900	160,000	189,600	224,400
286号俸	110,275	124,600	141,225	160,350	189,975	224,800
287号俸	110,550	124,900	141,550	160,700	190,350	225,200
288号俸	110,825	125,200	141,875	161,050	190,725	225,600
289号俸	111,100	125,500	142,200	161,400	191,100	226,000
290号俸	111,375	125,800	142,525	161,750	191,475	226,400
291号俸	111,650	126,100	142,850	162,100	191,850	226,800
292号俸	111,925	126,400	143,175	162,450	192,225	227,200
293号俸	112,200	126,700	143,500	162,800	192,600	227,600
294号俸	112,475	127,000	143,825	163,150	192,975	228,000
295号俸	112,750	127,300	144,150	163,500	193,350	228,400
296号俸	113,025	127,600	144,475	163,850	193,725	228,800
297号俸	113,300	127,900	144,800	164,200	194,100	229,200
298号俸	113,575	128,200	145,125	164,550	194,475	229,600
299号俸	113,850	128,500	145,450	164,900	194,850	230,000
300号俸	114,125	128,800	145,775	165,250	195,225	230,400
301号俸	114,400	129,100	146,100	165,600	195,600	230,800
302号俸	114,675	129,400	146,425	165,950	195,975	231,200
303号俸	114,950	129,700	146,750	166,300	196,350	231,600
304号俸	115,225	130,000	147,075	166,650	196,725	232,000
305号俸	115,500	130,300	147,400	167,000	197,100	232,400
306号俸	115,775	130,600	147,725	167,350	197,475	232,800
307号俸	116,050	130,900	148,050	167,700	197,850	233,200
308号俸	116,325	131,200	148,375	168,050	198,225	233,600
309号俸	116,600	131,500	148,700	168,400	198,600	234,000
310号俸	116,875	131,800	149,025	168,750	198,975	234,400
311号俸	117,150	132,100	149,350	169,100	199,350	234,800
312号俸	117,425	132,400	149,675	169,450	199,725	235,200
313号俸	117,700	132,700	150,000	169,800	200,100	235,600
314号俸	117,975	133,000	150,325	170,150	200,475	236,000
315号俸	118,250	133,300	150,650	170,500	200,850	236,400
316号俸	118,525	133,600	150,975	170,850	201,225	236,800
317号俸	118,800	133,900	151,300	171,200	201,600	237,200
318号俸	119,075	134,200	151,625	171,550	201,975	237,600
319号俸	119,350	134,500	151,950	171,900	202,350	238,000
320号俸	119,625	134,800	152,275	172,250	202,725	238,400
321号俸	119,900	135,100	152,600	172,600	203,100	238,800
322号俸	120,175	135,400	152,925	172,950	203,475	239,200
323号俸	120,450	135,700	153,250	173,300	203,850	239,600
324号俸	120,725	136,000	153,575	173,650	204,225	240,000
325号俸	121,000	136,300	153,900	174,000	204,600	240,400
326号俸	121,275	136,600	154,225	174,350	204,975	240,800
327号俸	121,550	136,900	154,550	174,700	205,350	241,200
328号俸	121,825	137,200	154,875	175,050	205,725	241,600
329号俸	122,100	137,500	155,200	175,400	206,100	242,000
330号俸	122,375	137,800	155,525	175,750	206,475	242,400
331号俸	122,650	138,100	155,850	176,100	206,850	242,800
332号俸	122,925	138,400	156,175	176,450	207,225	243,200
333号俸	123,200	138,700	156,500	176,800	207,600	243,600
334号俸	123,475	139,000	156,825	177,150	207,975	244,000
335号俸	123,750	139,300	157,150	177,500	208,350	244,400
336号俸	124,025	139,600	157,475	177,850	208,725	244,800
337号俸	124,300	139,900	157,800	178,200	209,100	245,200
338号俸	124,575	140,200	158,125	178,550	209,475	245,600
339号俸	124,850	140,500	158,450	178,900	209,850	246,000
340号俸	125,125	140,800	158,775	179,250	210,225	246,400
341号俸	125,400	141,100	159,100	179,600	210,600	246,800
342号俸	125,675	141,400	159,425	179,950	210,975	247,200
343号俸	125,950	141,700	159,750	180,300	211,350	247,600
344号俸	126,225	142,000	160,075	180,650	211,725	248,000
345号俸	126,500	142,300	160,400	181,000	212,100	248,400
346号俸	126,775	142,600	160,725	181,350	212,475	248,800
347号俸	127,050	142,900	161,050	181,700	212,850	249,200
348号俸	127,325	143,200	161,375	182,050	213,225	249,600
349号俸	127,600	143,500	161,700	182,400	213,600	250,000
350号俸	127,875	143,800	162,025	182,750	213,975	250,400

2 職能給表

4号俸昇給

*上限号俸550

NO. 6

	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
習熟昇給	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600
昇格昇給	-----	2,800	3,500	4,200	12,700	12,700
351号俸	128,150	144,100	162,350	183,100	214,350	250,800
352号俸	128,425	144,400	162,675	183,450	214,725	251,200
353号俸	128,700	144,700	163,000	183,800	215,100	251,600
354号俸	128,975	145,000	163,325	184,150	215,475	252,000
355号俸	129,250	145,300	163,650	184,500	215,850	252,400
356号俸	129,525	145,600	163,975	184,850	216,225	252,800
357号俸	129,800	145,900	164,300	185,200	216,600	253,200
358号俸	130,075	146,200	164,625	185,550	216,975	253,600
359号俸	130,350	146,500	164,950	185,900	217,350	254,000
360号俸	130,625	146,800	165,275	186,250	217,725	254,400
361号俸	130,900	147,100	165,600	186,600	218,100	254,800
362号俸	131,175	147,400	165,925	186,950	218,475	255,200
363号俸	131,450	147,700	166,250	187,300	218,850	255,600
364号俸	131,725	148,000	166,575	187,650	219,225	256,000
365号俸	132,000	148,300	166,900	188,000	219,600	256,400
366号俸	132,275	148,600	167,225	188,350	219,975	256,800
367号俸	132,550	148,900	167,550	188,700	220,350	257,200
368号俸	132,825	149,200	167,875	189,050	220,725	257,600
369号俸	133,100	149,500	168,200	189,400	221,100	258,000
370号俸	133,375	149,800	168,525	189,750	221,475	258,400
371号俸	133,650	150,100	168,850	190,100	221,850	258,800
372号俸	133,925	150,400	169,175	190,450	222,225	259,200
373号俸	134,200	150,700	169,500	190,800	222,600	259,600
374号俸	134,475	151,000	169,825	191,150	222,975	260,000
375号俸	134,750	151,300	170,150	191,500	223,350	260,400
376号俸	135,025	151,600	170,475	191,850	223,725	260,800
377号俸	135,300	151,900	170,800	192,200	224,100	261,200
378号俸	135,575	152,200	171,125	192,550	224,475	261,600
379号俸	135,850	152,500	171,450	192,900	224,850	262,000
380号俸	136,125	152,800	171,775	193,250	225,225	262,400
381号俸	136,400	153,100	172,100	193,600	225,600	262,800
382号俸	136,675	153,400	172,425	193,950	225,975	263,200
383号俸	136,950	153,700	172,750	194,300	226,350	263,600
384号俸	137,225	154,000	173,075	194,650	226,725	264,000
385号俸	137,500	154,300	173,400	195,000	227,100	264,400
386号俸	137,775	154,600	173,725	195,350	227,475	264,800
387号俸	138,050	154,900	174,050	195,700	227,850	265,200
388号俸	138,325	155,200	174,375	196,050	228,225	265,600
389号俸	138,600	155,500	174,700	196,400	228,600	266,000
390号俸	138,875	155,800	175,025	196,750	228,975	266,400
391号俸	139,150	156,100	175,350	197,100	229,350	266,800
392号俸	139,425	156,400	175,675	197,450	229,725	267,200
393号俸	139,700	156,700	176,000	197,800	230,100	267,600
394号俸	139,975	157,000	176,325	198,150	230,475	268,000
395号俸	140,250	157,300	176,650	198,500	230,850	268,400
396号俸	140,525	157,600	176,975	198,850	231,225	268,800
397号俸	140,800	157,900	177,300	199,200	231,600	269,200
398号俸	141,075	158,200	177,625	199,550	231,975	269,600
399号俸	141,350	158,500	177,950	199,900	232,350	270,000
400号俸	141,625	158,800	178,275	200,250	232,725	270,400
401号俸	141,900	159,100	178,600	200,600	233,100	270,800
402号俸	142,175	159,400	178,925	200,950	233,475	271,200
403号俸	142,450	159,700	179,250	201,300	233,850	271,600
404号俸	142,725	160,000	179,575	201,650	234,225	272,000
405号俸	143,000	160,300	179,900	202,000	234,600	272,400
406号俸	143,275	160,600	180,225	202,350	234,975	272,800
407号俸	143,550	160,900	180,550	202,700	235,350	273,200
408号俸	143,825	161,200	180,875	203,050	235,725	273,600
409号俸	144,100	161,500	181,200	203,400	236,100	274,000
410号俸	144,375	161,800	181,525	203,750	236,475	274,400
411号俸	144,650	162,100	181,850	204,100	236,850	274,800
412号俸	144,925	162,400	182,175	204,450	237,225	275,200
413号俸	145,200	162,700	182,500	204,800	237,600	275,600
414号俸	145,475	163,000	182,825	205,150	237,975	276,000
415号俸	145,750	163,300	183,150	205,500	238,350	276,400
416号俸	146,025	163,600	183,475	205,850	238,725	276,800
417号俸	146,300	163,900	183,800	206,200	239,100	277,200
418号俸	146,575	164,200	184,125	206,550	239,475	277,600
419号俸	146,850	164,500	184,450	206,900	239,850	278,000
420号俸	147,125	164,800	184,775	207,250	240,225	278,400

2 職能給表

4号俸昇給

* 上限号俸550

NO. 7

	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
習熟昇給	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600
昇格昇給	-----	2,800	3,500	4,200	12,700	12,700
421号俸	147,400	165,100	185,100	207,600	240,600	278,800
422号俸	147,675	165,400	185,425	207,950	240,975	279,200
423号俸	147,950	165,700	185,750	208,300	241,350	279,600
424号俸	148,225	166,000	186,075	208,650	241,725	280,000
425号俸	148,500	166,300	186,400	209,000	242,100	280,400
426号俸	148,775	166,600	186,725	209,350	242,475	280,800
427号俸	149,050	166,900	187,050	209,700	242,850	281,200
428号俸	149,325	167,200	187,375	210,050	243,225	281,600
429号俸	149,600	167,500	187,700	210,400	243,600	282,000
430号俸	149,875	167,800	188,025	210,750	243,975	282,400
431号俸	150,150	168,100	188,350	211,100	244,350	282,800
432号俸	150,425	168,400	188,675	211,450	244,725	283,200
433号俸	150,700	168,700	189,000	211,800	245,100	283,600
434号俸	150,975	169,000	189,325	212,150	245,475	284,000
435号俸	151,250	169,300	189,650	212,500	245,850	284,400
436号俸	151,525	169,600	189,975	212,850	246,225	284,800
437号俸	151,800	169,900	190,300	213,200	246,600	285,200
438号俸	152,075	170,200	190,625	213,550	246,975	285,600
439号俸	152,350	170,500	190,950	213,900	247,350	286,000
440号俸	152,625	170,800	191,275	214,250	247,725	286,400
441号俸	152,900	171,100	191,600	214,600	248,100	286,800
442号俸	153,175	171,400	191,925	214,950	248,475	287,200
443号俸	153,450	171,700	192,250	215,300	248,850	287,600
444号俸	153,725	172,000	192,575	215,650	249,225	288,000
445号俸	154,000	172,300	192,900	216,000	249,600	288,400
446号俸	154,275	172,600	193,225	216,350	249,975	288,800
447号俸	154,550	172,900	193,550	216,700	250,350	289,200
448号俸	154,825	173,200	193,875	217,050	250,725	289,600
449号俸	155,100	173,500	194,200	217,400	251,100	290,000
450号俸	155,375	173,800	194,525	217,750	251,475	290,400
451号俸	155,650	174,100	194,850	218,100	251,850	290,800
452号俸	155,925	174,400	195,175	218,450	252,225	291,200
453号俸	156,200	174,700	195,500	218,800	252,600	291,600
454号俸	156,475	175,000	195,825	219,150	252,975	292,000
455号俸	156,750	175,300	196,150	219,500	253,350	292,400
456号俸	157,025	175,600	196,475	219,850	253,725	292,800
457号俸	157,300	175,900	196,800	220,200	254,100	293,200
458号俸	157,575	176,200	197,125	220,550	254,475	293,600
459号俸	157,850	176,500	197,450	220,900	254,850	294,000
460号俸	158,125	176,800	197,775	221,250	255,225	294,400
461号俸	158,400	177,100	198,100	221,600	255,600	294,800
462号俸	158,675	177,400	198,425	221,950	255,975	295,200
463号俸	158,950	177,700	198,750	222,300	256,350	295,600
464号俸	159,225	178,000	199,075	222,650	256,725	296,000
465号俸	159,500	178,300	199,400	223,000	257,100	296,400
466号俸	159,775	178,600	199,725	223,350	257,475	296,800
467号俸	160,050	178,900	200,050	223,700	257,850	297,200
468号俸	160,325	179,200	200,375	224,050	258,225	297,600
469号俸	160,600	179,500	200,700	224,400	258,600	298,000
470号俸	160,875	179,800	201,025	224,750	258,975	298,400
471号俸	161,150	180,100	201,350	225,100	259,350	298,800
472号俸	161,425	180,400	201,675	225,450	259,725	299,200
473号俸	161,700	180,700	202,000	225,800	260,100	299,600
474号俸	161,975	181,000	202,325	226,150	260,475	300,000
475号俸	162,250	181,300	202,650	226,500	260,850	300,400
476号俸	162,525	181,600	202,975	226,850	261,225	300,800
477号俸	162,800	181,900	203,300	227,200	261,600	301,200
478号俸	163,075	182,200	203,625	227,550	261,975	301,600
479号俸	163,350	182,500	203,950	227,900	262,350	302,000
480号俸	163,625	182,800	204,275	228,250	262,725	302,400
481号俸	163,900	183,100	204,600	228,600	263,100	302,800
482号俸	164,175	183,400	204,925	228,950	263,475	303,200
483号俸	164,450	183,700	205,250	229,300	263,850	303,600
484号俸	164,725	184,000	205,575	229,650	264,225	304,000
485号俸	165,000	184,300	205,900	230,000	264,600	304,400
486号俸	165,275	184,600	206,225	230,350	264,975	304,800
487号俸	165,550	184,900	206,550	230,700	265,350	305,200
488号俸	165,825	185,200	206,875	231,050	265,725	305,600
489号俸	166,100	185,500	207,200	231,400	266,100	306,000
490号俸	166,375	185,800	207,525	231,750	266,475	306,400

2 職能給表

4号俸昇給

*上限号俸550

NO. 8

	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
習熟昇給	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600
昇格昇給	-----	2,800	3,500	4,200	12,700	12,700
491号俸	166,650	186,100	207,850	232,100	266,850	306,800
492号俸	166,925	186,400	208,175	232,450	267,225	307,200
493号俸	167,200	186,700	208,500	232,800	267,600	307,600
494号俸	167,475	187,000	208,825	233,150	267,975	308,000
495号俸	167,750	187,300	209,150	233,500	268,350	308,400
496号俸	168,025	187,600	209,475	233,850	268,725	308,800
497号俸	168,300	187,900	209,800	234,200	269,100	309,200
498号俸	168,575	188,200	210,125	234,550	269,475	309,600
499号俸	168,850	188,500	210,450	234,900	269,850	310,000
500号俸	169,125	188,800	210,775	235,250	270,225	310,400
501号俸	169,400	189,100	211,100	235,600	270,600	310,800
502号俸	169,675	189,400	211,425	235,950	270,975	311,200
503号俸	169,950	189,700	211,750	236,300	271,350	311,600
504号俸	170,225	190,000	212,075	236,650	271,725	312,000
505号俸	170,500	190,300	212,400	237,000	272,100	312,400
506号俸	170,775	190,600	212,725	237,350	272,475	312,800
507号俸	171,050	190,900	213,050	237,700	272,850	313,200
508号俸	171,325	191,200	213,375	238,050	273,225	313,600
509号俸	171,600	191,500	213,700	238,400	273,600	314,000
510号俸	171,875	191,800	214,025	238,750	273,975	314,400
511号俸	172,150	192,100	214,350	239,100	274,350	314,800
512号俸	172,425	192,400	214,675	239,450	274,725	315,200
513号俸	172,700	192,700	215,000	239,800	275,100	315,600
514号俸	172,975	193,000	215,325	240,150	275,475	316,000
515号俸	173,250	193,300	215,650	240,500	275,850	316,400
516号俸	173,525	193,600	215,975	240,850	276,225	316,800
517号俸	173,800	193,900	216,300	241,200	276,600	317,200
518号俸	174,075	194,200	216,625	241,550	276,975	317,600
519号俸	174,350	194,500	216,950	241,900	277,350	318,000
520号俸	174,625	194,800	217,275	242,250	277,725	318,400
521号俸	174,900	195,100	217,600	242,600	278,100	318,800
522号俸	175,175	195,400	217,925	242,950	278,475	319,200
523号俸	175,450	195,700	218,250	243,300	278,850	319,600
524号俸	175,725	196,000	218,575	243,650	279,225	320,000
525号俸	176,000	196,300	218,900	244,000	279,600	320,400
526号俸	176,275	196,600	219,225	244,350	279,975	320,800
527号俸	176,550	196,900	219,550	244,700	280,350	321,200
528号俸	176,825	197,200	219,875	245,050	280,725	321,600
529号俸	177,100	197,500	220,200	245,400	281,100	322,000
530号俸	177,375	197,800	220,525	245,750	281,475	322,400
531号俸	177,650	198,100	220,850	246,100	281,850	322,800
532号俸	177,925	198,400	221,175	246,450	282,225	323,200
533号俸	178,200	198,700	221,500	246,800	282,600	323,600
534号俸	178,475	199,000	221,825	247,150	282,975	324,000
535号俸	178,750	199,300	222,150	247,500	283,350	324,400
536号俸	179,025	199,600	222,475	247,850	283,725	324,800
537号俸	179,300	199,900	222,800	248,200	284,100	325,200
538号俸	179,575	200,200	223,125	248,550	284,475	325,600
539号俸	179,850	200,500	223,450	248,900	284,850	326,000
540号俸	180,125	200,800	223,775	249,250	285,225	326,400
541号俸	180,400	201,100	224,100	249,600	285,600	326,800
542号俸	180,675	201,400	224,425	249,950	285,975	327,200
543号俸	180,950	201,700	224,750	250,300	286,350	327,600
544号俸	181,225	202,000	225,075	250,650	286,725	328,000
545号俸	181,500	202,300	225,400	251,000	287,100	328,400
546号俸	181,775	202,600	225,725	251,350	287,475	328,800
547号俸	182,050	202,900	226,050	251,700	287,850	329,200
548号俸	182,325	203,200	226,375	252,050	288,225	329,600
549号俸	182,600	203,500	226,700	252,400	288,600	330,000
550号俸	182,875	203,800	227,025	252,750	288,975	330,400

別表3 職能資格等級基準

職 能 資 格 等 級 基 準

職 能 区 分	職 能 資 格 概 念	職 能 資 格 定 義	初 任 格 付	対 応 職 位
(M) 管理・専門職能層	6 統括管理 ・ 高度専門	<ul style="list-style-type: none"> ・経営方針を理解し、その浸透と遂行をすることができる。 ・部門方針の策定に参画し、部門の統括と部門目標を達成する能力を保有する。 ・高度専門技術・能力の保有及び発揮について、施設内及び対外的にも実務的指導ができる。 		法人事務 局長 施設長
	5 上級管理 ・ 専門	<ul style="list-style-type: none"> ・上級管理職又は専門職としての役割意識の向上、高度実行力を保有し、成果を発揮できる。 ・専門職として、高度な専門知識を保有している。 ・部門方針の下で部内の統轄指示と部門目標遂行、人材育成を行うことができる。 		施設長 次長 課長
(S) 中間指導職能層	4 判断・指導	<ul style="list-style-type: none"> ・日常業務について上長の指導監督の援助を行うことができる。 ・熟練度の必要とされる業務を遂行できる。 ・部下、後輩に対して判断を交えながら指導できる。 		係長
	3 熟練非定型	<ul style="list-style-type: none"> ・日常業務の遂行方針、処理方法について上長の監督の下で低位者の指導を行うことができる。 ・熟練度のやや高い業務を遂行できる。 ・部下、後輩に対する指導力を有する。 		主任
(J) 一般職能層	2 定例非定型	<ul style="list-style-type: none"> ・定型・非定型業務と部分的に判断が入る業務を遂行できる。 ・実務経験と多少の熟練度合いを要する業務を遂行できる。 	大 卒	
	1 単純定型	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の単能定型的職務を遂行できる職務能力を有する。 ・一般定型的かつ補助的業務を有する。 ・単能定型職務を行うのに必要な簡単な知識・技能を有する。 	短大卒 専門校卒 高卒	

別表4 初任給給与格付基準

学 歴	職 能 給	
	資格等級	号 俸
大 学 卒	2	37
短大卒 専門校卒	1	38
高 校 卒	1	20

(注)

1. 学歴は、新卒暦とする。新卒外の経験者の採用については、新卒給と経験年数を加味して
してそのつどきめる。
2. 正看護師は大卒とみなす。
3. 准看護師は、中学卒にあつては高校卒、高校卒にあつては短大卒とみなす。

別表5 経験年数換算表

社会福祉施設、社会福祉 機関及び関係団体又は医 療機関の職員としての在 籍期間	職員の職務とその種類が類似する職務に 従事した期間	100/100以下
	その他の期間	70/100以下(他の職員との均衡を著しく 失う場合は、90/100以下)
上記以外の官公署、民間 企業団体等の職員として の在籍期間	職員としての職務にその経験が直接役立 つと認められる職務に従事した期間	80/100以下
	その他の期間	60/100以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間(正規の修学年数 内の期間に限る)	学校	80/100以下
	学校に準ずる教育機関	60/100以下
その他の期間	教育、医療に関する職務等特殊の知識、 技術又は経験を必要とする職務に従事 した期間でその職務についての経験が 職員としての職務に直接役立つと認めら れるもの	80/100以下
	技能、労務等の職務に従事した期間で、 その職務についての経験が職員として の職務に役立つと認められるもの	50/100以下(他の職員との均衡を著 しく失う場合は、80/100以下)
	その他の期間	25/100以下(他の職員との均衡を著しく 失う場合は、50/100以下)

昭和62年 1月 1日適用

(註) 経験ごとの加算年数は小数第2位まで算出しトータルで年未満を切り捨てる

別表6. 特殊業務手当

(支給対象職種)	(支給対象業務)	月額支給額(円)
生活相談員	相談業務	14,000
看護職員	看護業務	14,000
保健師	保健師業務	17,000
介護職員(特養)	介護業務(特養)	19,000
支援員	支員業務	19,000
保育士	保育業務	6,000
ホームヘルパー	訪問介護業務	7,000
介護職員(通所)	介護業務(通所)	7,000
介護支援専門員	ケアプラン作成業務	14,000
管理栄養士	栄養ケアマネジメント業務	16,000
栄養士	栄養指導業務	7,000
事務職員	労務管理・経理事務業務	7,000

別表7. 資格手当

(支給対象資格)	月額支給額(円)
介護福祉士	5,000
ケアマネージャー	5,000
社会福祉士	5,000
保健師	5,000
看護師	5,000
准看護師	5,000
管理栄養士	5,000
栄養士	5,000
保育士	5,000

別表8. 役職手当

(支給対象職位)	月額支給額(円)
局長職	90,000
部長職	70,000
課長職	50,000
係長職	13,000
主任職	8,000

別表9. 管理職

職位	本部	老福施設	保育所
局長職	事務局長	総合施設長	
部長職	次長、参事	施設長	保育部長
課長職	課長、主幹	課長、主幹	所長、園長、センター長